

## 六 隣地・小作料

第三十九条 相当小作料ハ三年間ニシテ支拂スルコトヲ得ズ、但シ小作地ノ一部、滅失又ハ

第三十九条 相当小作料ハ支拂アリタルトキハ其ノ収穫シ除リタルトキ又ハ再役一年  
料 小作権設定料其他直接間接名義ノ何タルシ問ハズ相当小作料以降

利益シ受ケルコトヲ得ズ、既ニ受ケタル敷金保証金等は相当小作料ノ制定アリタル日ヨリ一月後

ニ小作人ニ返還スルコトヲ定ス、前二項、想定ハ小作料減免又ハ支拂猶予ノ判定アリタル場合ニニ準用ス

## 第三章 作業料費用、償還及損害賠償

### 第三十条

小作人ハ小作地交還際シ其ノ返還理由、何タルカニ拘ラズ、廿分小作地ハ

小作開始以來支拂ヒタル小作料ノ総額ノ五分之一ニ相当スル作業料シ  
地主ニ付シ請求スルコトヲ得、

前項ハ小作料、終額が不明ナルカ又ハ争アル場合ニ於テハ之ヲ終期  
より大約小作料、三十年分ト推定ス、

依離料ハ其ノ土地ニ付先取特權シ有シ相殺又ハ差押シ度ケルコトヲ要ス、

小作人ハ小作地ニツキ公租公課其仕地主ノ要租ニ属スベキ必要無矣、

支拂シタルトキハ地主ハ直ニ其ノ債目を小作人ニ譲り置ク可也、

### 第三十一条

#### 第三十三条

小作人ハ小作地ニ付先取特權シ有シ相殺又ハ差押シ度ケルコトヲ得、

シ支拂シ小作地返還時、其ノ償還額が現在スルトキハ地主ハ小作人近

隣ニ從ヒ其ノ其費用又ハ増加額ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス、

小作人ハ小作地ニ播種播種シタル作物、築造シタル工依物其他ノ設備ニ

シテ小作地交還際現行シ前二条ニヨリ其ノ其費用ヲ償還セラセサルモノ

ニ付シハ小作人ハ其ノ償還ケル地主ニ列シ相当償額ヲ以テ復取ル可

キコトヲ請求スルコトヲ得、

前項、場合ニ於テ耕作、牛馬又ハ小作人ノ損害最短モ少半時期ニ非ナル時期  
ニ於テ償還又ハ支拂アリタルトキハ其ノ収穫シ除リタルトキ又ハ再役一年

内ノ小作人ノ損害取扱ミテノ半時期マテ其ノ小作ヲ继续スルコトヲ得、

小作人ハ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ其ノ小作地ヲ昔シタ荒廢セシメ  
賠償シ請求することを得、

## 第四章 稽則

### 第三十六条 小作料三付キ半アヘ場合ニ於テ小作人ガ從前ノ小作料ノ五分